支援区分判断フローチャート

お手元に**対象自動車の自動車検査証**をご用意の上、該当項目をご確認ください

Step①「自家用・事業用の別」

- **“事業用”**である → Step②へ
- 上記以外は支援対象外となります。

Step②「自動車の種別」

- **“普通”**である → Step③へ
- **“小型”**である → Step③へ
- **“軽自動車”**である → Step③へ

Step③「用途」

- **“貨物”**である
  ☛支援区分「①普通車」
- **“特種”**である
  ☛支援区分「②特種車」
- **“貨物”**である → Step④へ
- **“特種”**である
  ☛支援区分「②特種車」
- **“貨物”“特種”**(※)である
  ☛支援区分「④軽自動車」

Step④ 連結する特種被けん引車有無

- **連結する「被けん引車」は**ない
  ☛支援区分「③小型車」
- **連結する「被けん引車」が**あり、被けん引車の用途が「特種」である
  ☛支援区分「②特種車」

支援区分	一台あたり支援額
①普通車	10,000円
②特種車	10,000円
③小型車	4,000円
④軽自動車	4,000円

（※）用途が“乗用”であって貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車を含む。